

## 学 位 論 文 の 要 旨

滋賀県立大学大学院博士後期課程

人間文化学研究科 地域文化学 専攻

人間文化学 部門

氏 名 崔 恩永

百済王氏の成立と動向に関する研究 (論文題目)

A Study on the Formation and Historical Trend of Kudaranokonikishiuji

(論文題目の英訳)

(以下 論文の要旨)

これまでの研究によれば、大陸と半島から列島へ渡って来た渡来人・渡来系氏族が、古代日本の文化発展と国家の形成に大きな役割を果たしたといわれる。したがって、渡来人は日本古代史を研究するとき、重要な分野の一つである。特に、7世紀末に行われた律令国家体制の成立と古代国家の樹立には、百済滅亡後、渡来した百済遺民の影響が大きかったと知られているが、その中には百済王族を始祖とする百済王氏という氏族があった。

百済王氏は、百済最後の国王である義慈王の王子と知られている善光を始祖とする百済系渡来氏族である。百済王氏の成立に関する研究は、7世紀後半の東アジアにおける複雑な構造と日本の律令国家の成立過程、そして百済滅亡後、日本列島に渡来して定着した百済遺民および百済渡来氏族を考察するとき、重要な史料として注目されてきた。

このような研究をもとに、本論文は百済系渡来氏族である百済王氏の成立過程およびその後の奈良・平安時代の前半期の動向について分析・考察し、百済滅亡後、百済王族の子孫である彼らが新たに形成された律令国家体制下でどのように位置づけするのかを究明することを目的とする。その後、百済王氏の叙位と任官様相などの動向を分析・検討して、政治的位置と役割だけでなく、百済王族の子孫としての独自の性格と存在意義についても考察する。加えて、百済王氏は百済王族の子孫なので、他の百済系渡来氏族とは異なる独特な動きをみ

せる可能性が高いと考えられる。このような疑問を念頭において、先行研究で指摘したように百済王氏がその出身によって朝廷から優遇され、日本に定着した百済系氏族を統率したかどうかを明らかにする。また、他の渡来系氏族のような動向や特性(畿内の開拓、文筆や技術に従事、軍事氏族としての性格、教育と仏教事業に従事など)をみせているかについても考えた。

本論文の考察するため、『六国史』を含めて『類聚国史』・『公卿補任』などのさまざまな文献史料を積極的に活用して、百済王氏の位階と補任された官職を整理した。正史に現れていない動向や百済王氏一族の具体的な関係は、百済王氏の後裔を称している三松氏の系譜である『百済王三松氏系図』の一部を参照した。

百済王氏の始祖になる善光は義慈王の子で、百済が滅亡する以前から兄の豊璋とともに日本(当時は倭)に「質」として来朝した。斉明6年(660)、百済が滅亡の危機に見舞われると、豊璋は帰国して百済の王(国主)になった。しかし、善光とその子孫は帰国せず、そのまま日本に滞在したが、白村江の戦いの敗北で復興運動が失敗した後、天智3年(664)、難波に定着した。

当時、善光は豊璋のように百済の王に冊封されたという記録は確認できないが、「百済王」と称されている。また、善光だけでなく、彼の子と孫なども称されていたので、この時期の「百済王」は、地位や姓ではなく、百済王族を意味する集団的称号と推定される。善光とその一族は、朝廷にとって百済王族、すなわち百済王権を象徴する存在として認識・優遇されていたが、百済遺民の日本の定着・官位授与の動向から推定すると、彼らを実際的に統率する権限は失ったと考えられる。以降、百済・高句麗の滅亡、新羅の統一などのような東アジアの情勢変化および律令国家体制の形成で古代国家が樹立される過程で、その位置を維持するのが難しくなった善光とその一族は、持統5年(691)年から善光が追贈された持統7年(793)年の間に、これまで称されていた「百済王」が賜姓され、百済王氏として位置づけられる。この過程で、百済王族としての優遇は消えたとみられる。

以降、百済王氏は叙位と任官を通じて律令制下の官人になる。しかし、百済王氏はすぐに任官されず、その動向が数年間の空白であったことから、即刻日本体制に編入されず、長期間にわたって徐々にその立場が変化されたと考えられる。

百済王氏は太政官の職や高位はなれなかったが、中級以上の官人として学識・専門知識が

必要な官職や統治能力を発揮できる国司に任じられた。また、敬福の黄金貢進および明信のような百済王氏の女人たちの後宮進出などの動きを通じて天皇と密接な関係を維持した。その中には、百済系というアイデンティティと百済王族出身という認識は依然として残っていた。

特に、百済王族という出身は、百済楽舞の演奏のような儀礼や桓武朝に行われた『和氏譜』の編纂と外戚宣言の詔などの動向で強く認識されている。このことから百済王氏は、その出身が必要した朝廷によって役割が与えられ、他の渡来系氏族とは性格が異なる特別な存在として扱われていたとみられる。それにもかかわらず、位階と官職には大きな変化をみえないので、奈良時代だけでなく、外戚で表明された平安時代前半期にもそれに相当する実権は与えられなかったことが確認される。

検討結果、百済王氏は他の百済系氏族と比較して、百済王族の子孫として独特な足跡をみせている。百済王氏は、律令制下の官人になった後にも、国名の「百済」を示す氏と「王」という特別な姓を維持しながら、百済王族の直系子孫として日本律令制下に存在した。日本古代史において百済王氏は、王族出身の渡来系氏族として朝廷が必要に応じてその役割を遂行して、以降の古代歴史観・対内外的認識にも大きな影響を与えた。これは、百済王氏が百済王族の子孫であり、彼らを継承したから行われたものであったといえるだろう。